

感染症・予防接種審査分科会の概要について

疾病・障害認定審査会

感染症・予防接種審査分科会

1. 感染症法等に基づく審査請求の裁決を行う場合(委員数:14名)

〈審議内容〉

1. 感染症不服審査の審議
入院患者の審査請求に関する審議(根拠:感染症法第25条)
2. 検疫法による隔離の不服審査
隔離患者の審査請求に関する審議(根拠:検疫法第16条の2)

2. 予防接種法に基づく認定を行う場合(委員数:25名)

〈審議内容〉

1. 予防接種と疾病、障害、死亡との因果関係に関する審議
2. 予防接種による健康被害(障害)の状態についての等級に関する審議
(根拠:予防接種法第15条)

原子爆弾被害者医療分科会

身体障害認定分科会

感染症・予防接種審査分科会の審査体制について

疾病・障害認定審査会

感染症・予防接種審査分科会

予防接種法等に基づく健康被害の認定

【審議内容】

- ・ 予防接種と健康被害との因果関係に関する審査

【委員構成】

- ・ 医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者25名

【根拠法】

- ・ 予防接種法第15条、特措法第3条

◎疾病・障害認定審査会令（平成12年政令第287号）

所掌事務

予防接種法（昭和23年法律第68号）、検疫法（昭和26年法律第201号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定に基づき審査会の権限に属せられた事項を処理すること。

原子爆弾被爆者医療分科会

身体障害認定分科会

新型コロナウイルス（A/H1N1） 予防接種健康被害調査部会

新型コロナウイルス（A/H1N1）予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づく健康被害の認定に係る調査

【調査内容】

- ・ 疾病の状況等に関する調査、因果関係の評価

【委員構成】 医師、自治体関係者等の有識者

【根拠法】 特措法第3条

予防接種健康被害再審査部会

予防接種法に基づく健康被害の認定

【審議内容】

以下の場合における予防接種と健康被害との因果関係に関する再審査

- ・ 新型コロナウイルス（A/H1N1）予防接種による健康被害救済の不支給決定処分を受けた者が厚生労働大臣に対し審査請求を行った場合
- ・ 審査請求に対する都道府県の裁決により市町村が行った不支給決定処分が取り消された場合
- ・ 不支給決定処分を受けた者が再申請を行った場合

【委員構成】

医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者

【根拠法】 予防接種法第15条

定期接種の対象者

対象疾病

定期予防接種対象者：接種時期【政令事項】

平成28年10月以降

A 類疾病

ジフテリア・百日せき
急性灰白髄炎（ポリオ）
・破傷風

麻しん・風しん

日本脳炎

結核（BCG）

H i b 感染症

小児の肺炎球菌感染症

ヒトパピローマウイルス感染症

【法律事項】

【政令事項】

痘 そ う

水 痘

B 型肝炎

【法律事項】

インフルエンザ

B 類疾病

高齢者の肺炎球菌感染症

【政令事項】

第1期：生後3月から生後90月に至るまで
第2期：11歳以上13歳未満
(第2期はジフテリア・破傷風のみ)

第1期：生後12月から生後24月に至るまで
第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

第1期：生後6月から生後90月に至るまで
第2期：9歳以上13歳未満

1歳に至るまで

生後2月から生後60月に至るまで

生後2月から生後60月に至るまで

小学6年～高校1年生相当の女子

定期接種は実施していない（生物テロ等により、まん延の危険性が増大した場合、臨時の予防接種として実施）

生後12月から生後36月に至るまで

1歳に至るまで（平成28年4月1日以降に生まれた者に限る）

①65歳以上の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

①65歳の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※1 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。
- ※2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間、一部上限年齢あり）は定期接種の対象。
- ※3 B型肝炎は平成28年10月から実施予定であり、高齢者の肺炎球菌感染症は平成30年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。

予防接種健康被害に対する給付の種類

【予防接種法】

(A類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用(健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額)及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級~3級に区分される。
死 亡 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した場合において、一定の者(配偶者、子、父母など)に支給される一時金。
葬 祭 料	死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

(B類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	A類疾病に係る医療費及び医療手当に準じる。 ただし、その程度の医療とは、病院又は診療所への入院を要すると認められる程度の医療とする。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に対し支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	A類疾病に係る葬祭料の額に準じる。

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用（健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額）及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

障害の状態の等級表

【予防接種法】

障害児養育年金

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02 以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳蝸に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座していることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳蝸に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができ程度のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害年金

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02 以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力が0.04 以下のもの 2. 一眼の視力が0.02 以下で、かつ、他眼の視力が0.06 以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳蝸に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級	1. 両眼の視力が0.1 以下のもの 2. 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話を解することができない程度のもの 3. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 4. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 体幹の機能に著しい障害を有するもの 7. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 8. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 9. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

障害年金・障害児養育年金 等級表

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.04 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが、100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることでできない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼の機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 8. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

給付額の比較

	臨時接種及び A 類疾病の定期接種	B 類疾病の定期接種	(参考)医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（入院相当に限定しない）	A 類疾病の額に準ずる（入院相当）	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（入院相当）
医療手当	通院3日未満（月額） 34,300円 通院3日以上（月額） 36,300円 入院8日未満（月額） 34,300円 入院8日以上（月額） 36,300円 同一月入院通院（月額） 36,300円	A 類疾病の額に準ずる	通院3日未満（月額） 34,300円 通院3日以上（月額） 36,300円 入院8日未満（月額） 34,300円 入院8日以上（月額） 36,300円 同一月入院通院（月額） 36,300円 （通院は入院相当に限定）
障害児養育 年金	1級（年額） 1,550,400円 2級（年額） 1,242,000円		1級（年額） 861,600円 2級（年額） 690,000円
障害年金	1級（年額） 4,962,000円 2級（年額） 3,969,600円 3級（年額） 2,976,000円	1級（年額） 2,756,400円 2級（年額） 2,205,600円	1級（年額） 2,756,400円 2級（年額） 2,205,600円
死亡した 場合の補償	死亡一時金 43,400,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,232,400円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額） 2,410,800円 （10年を限度）	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,232,400円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額） 2,410,800円 （10年を限度）
葬祭料	206,000円	A 類疾病の額に準ずる	206,000円
介護加算	1級（年額） 839,500円 2級（年額） 559,700円		

(注1) 単価は平成28年4月現在

(注2) 具体的な給付額については、政令で規定

(注3) B 類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めるとされている

(注4) 介護加算は、施設入所又は入院していない場合に、障害児養育年金又は障害年金に加算するもの

(注5) 新臨時接種（接種の勧奨は行うものの、接種の努力義務のかからない接種）については、給付の内容はA 類疾病の定期接種と同様ではあるものの、給付水準はA 類疾病の定期接種とB 類疾病の中間的な水準としている

過去の給付件数（予防接種法）

（認定件数の推移）

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合（％）
23年度	74	57	8	9	87.7
24年度	85	56	20	9	73.7
25年度	98	75	19	5	80.6
26年度	82	66	11	5	85.7
27年度	100	72	21	7	77.4

（注1）該当年度中に審議結果が出た件数である。

（注2）同一人から複数の申請がされる事例（医療費・医療手当と障害年金など）があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

（注3）認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

（内訳）

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
23年度	41	5	7	5	0	0	5
24年度	50	3	2	1	0	0	1
25年度	52	7	11	4	1	0	4
26年度	59	3	6	0	0	0	0
27年度	64	3	3	5	0	0	5

過去の給付件数(新型インフル特措法)

(認定件数の推移)

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合(%)
23年度	76	41	35	0	53.9
24年度	65	28	35	2	44.4
25年度	23	10	11	2	47.6
26年度	1	0	1	0	0
27年度	2	0	2	0	0

(注1) 該当年度中に審議結果が出た件数である。

(注2) 同一人から複数の申請がされる事例(医療費・医療手当と障害年金など)があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

(注3) 認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

(内訳)

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
23年度	38	0	1	0	2	2
24年度	24	2	1	0	1	1
25年度	8	2	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0

感染症・予防接種審査分科会関連法規等について

1. 感染症法等に基づく審査請求の採決を行う場合

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第25条第6項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院命令の審査請求に係る審査

・感染症法第25条（審査請求の特例）

- 1 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、同条第2項又は第3項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第2項又は第3項の規定により入院した日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4～5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決（入院の期間が30日を超える患者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 7 （略）

・感染症法第20条（入院）

- 1 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定により入院している患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内

の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所で
あって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4～8 （略）

・感染症法施行令第6条（審議会等で政令で定めるもの）

法第25条第6項（法第26条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で
定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○検疫法(昭和26年法律第201号)第16条の2第4項の規定による隔離の審査請求
に係る審査

・検疫法第16条の2（審査請求の特例）

1 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が
30日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚
生労働大臣に審査請求をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から
起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が
30日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、
厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離さ
れた日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は前項の裁決（隔離の期間が三十日を超える者
に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組
織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定
めるものの意見を聴かなければならない。

5 （略）

・検疫法第14条（汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置）

1 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して
来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があった船舶等、検疫感染症
の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれの
あるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染
したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に
掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔
離させること。

二～七 （略）

2 （略）

・検疫法施行令第1条の4（審議会等で政令で定めるもの）

法第16条の2第4項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とす
る。

2. 予防接種法等に基づく認定を行う場合

○予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第2項の規定に基づく予防接種による健康被害認定の審査

・ 予防接種法第15条（健康被害の救済措置）

1 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

・ 予防接種法第16条（給付の範囲）

1 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

・ 予防接種法施行令第9条（審議会等で政令で定めるもの）

法第15条第2項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 3 条（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

- 1 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 4 条（給付の範囲）

前条第 1 項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第 1 条（審議会等で政令で定めるもの）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 3 条第 2 項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。